

財務省告示第四百九十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十六年十一月二十二日に発行する利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行の価 格	募集の日	利率	経過利子 の払込み
利付国庫債券（二年）（第二百二 十六回）	平成十六年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十六年法律第 二十二号）第二條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 額	九百九十九億八千万円	九百九十九億八千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十六年十一月二十二日	額面金額百円につき九十九円九 角八銭	年一パーセント	額に 加え、 次の 算式 により 規定

（一）日本郵政公社総裁は、払込金  
額に  
加え、  
次の  
算式  
により  
規定

する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その

係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
によりついで、前記(一)の算  
額に百分の二十を乗じた当該金  
へ、おいたし、当該国債を發行  
者又は外国取す者が非居住  
は、前記(一)の算式により算  
し、た金額に(一)の算式に  
外国税法人が適用を受ける  
税の税率を乗じた金額(を控  
除する。こが、できる。  
平成十七年五月二十日支  
とし、次の算式により算した  
金額を支払う。ただし、支  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	後第二期子以	毎年五月二十日及び十一月二十
十五	償還金限度	日を支払ふ。以前六月間に属す る利息を支払う。
十六	償還金限度	平成十八年十一月二十日

十  
九

払  
込  
期  
日

平  
成  
十  
六  
年  
十  
一  
月  
二  
十  
二  
日

十  
八

募  
集  
期  
間

平  
成  
十  
六  
年  
十  
一  
月  
十  
六  
日  
ま  
で

平  
成  
十  
一  
年  
十  
一  
月  
二  
日  
か  
ら  
平  
成

十  
七

元  
利  
金  
支

日  
本  
銀  
行